

大阪市の要望する規制緩和の事例

No.	分類	要望事項	現在の状況	緩和措置の概要	備考
1	まち	ユビキタス環境の促進	<ul style="list-style-type: none"> ユビキタス環境の構築を進めるにあたり、位置情報の取得は、重要な要素である。GPSによる情報取得は、自動車や携帯電話で一般化されているものの、狭窄した大都市では、全ての衛星がビル影となって見えず、精度の高い位置情報サービスや、路上でのロボット走行に向けての課題となっており、精度の高い位置情報取得手段が望まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 精度の高い位置情報が必要とされる、「路上ロボット走行」や車椅子利用者等への道路段差予告情報提供を実現するための電子タグやセンサー類を道路面や、照明等、標識に埋め込むことの緩和。 道路法 第三十二条 第一項（道路の占用の許可）及び 道路法施行令第7条（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）の占用物件項目に、電子タグ及びセンサーを追記。 	道路法
2	づくり	ロボットの公道上における実証実験等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 公道上のロボットの歩行・移動を伴う実証実験は、平成15年に特区認定、平成18年1月には全国展開。 搭乗型の移動支援ロボット（パーソナルモビリティ等）は、自動車又は原動機付き自転車の道路運送車両となり、運転には公安委員会による免許が必要であり、歩道を通行することもできない。 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の要件を満たす搭乗型の移動支援ロボット（パーソナルモビリティ等）について、歩道内での走行は、特区対応の方針（第16次提案、つくば市）が示されているが、電動アシスト自転車などと同様の軽車両（または原動機を用いる歩行補助車等）として、スムーズな移動が可能となるよう車道内の走行について実証実験できるよう求める。 	道路交通法
3	誘導	大規模都市再開発エリアにおける自主防災無線網の構築	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織は、地域住民や周辺企業等が連携して防犯活動を行っている団体であるが、携帯電話等、商用通信網が被害を受ける大規模な災害時には、独自の通信手段がないため、組織内の連絡ができず、防災活動に支障を来す恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な都市再開発エリアとその周辺地域が連携する自主防災組織において、独自の通信網を構築することで、大災害時における早期の活動（召集・命令等）を支援できる。 平成23年のアナログ放送終了後に空き周波数帯となる電波を、自主防災組織に対して割り当てる。 電波法 第四条（無線局の開設）、第二十六条（周波数割り当て計画）に、自主防災組織への周波数割り当て等を明確化する。 	電波法
4		地方公共団体による国立大学法人等への助成等に関する制限の一層の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体による国立大学法人等への助成等の禁止については、一定緩和されてきているが、通常業務に要する経費への助成は大学等が本来持つべきとみなされ、禁止されている。（大阪市への貢献について、国の同意が得られた新增設部分は助成できるが、通常業務は対象外。） 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市内への研究開発機能の集積促進のため、国立大学法人等の通常業務に要する経費も助成の対象とする。 	地方公共団体の財政の健全化に関する法律
5	知的産業の集積	外国人研究者の在留資格要件等の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 在留期間 一般的な在留期間の上限は3年であるが、特定の研究業務に従事する外国人については上限を5年に延長できる。（H18.5入管法改正） 	<ul style="list-style-type: none"> 更なる上限期間の上積み、あるいは上限期間の撤廃。（例：ドイツでは、特別な専門知識や卓越した地位を有するエンジニア、技術者、研究者等の高度専門技術者に限り、無期限の滞在資格を付与している。） 	入国管理法
	外国人研究者の在留資格要件等の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 入国・在留申請手続き 認定特区においては、特定の業務に従事する外国人及びその家族について、各種申請に係る審査の優先処理が可能。（構造改革特区504） 	<ul style="list-style-type: none"> 構造改革特区の大阪への適用又は全国展開。 		
	外国人研究者の在留資格要件等の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 再入国許可 再入国許可申請の有効期間は通常3年。 	<ul style="list-style-type: none"> 在留期間が最大5年に延長されていることから、再入国許可の有効期間についても最大5年への延長を可能とする。 		
	外国人研究者の在留資格要件等の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 永住許可 特定分野において我が国への貢献があると認められた場合、通常は10年以上の在留実績が必要なところ5年以上とされる。（構造改革特区505） 	<ul style="list-style-type: none"> さらなる在留実績期間の短縮。 		
6		留学生等の就業後の事業活動への在留資格の付与	<ul style="list-style-type: none"> 外国人留学生が学業終業後に、引続き起業しようとする場合、その準備活動への在留資格が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> 学業就業後の就職活動において、「留学」から「短期滞在」への在留資格変更にならった支援。 	入国管理法
7	雇用確保	技能者・研修生の受入れ促進	<ul style="list-style-type: none"> 高度な学歴やスキルを有するいわゆる外国人技術者に対しては在留の門戸が開かれているが、いわゆる技能者や研修生の受入れには在留資格獲得の条件が厳しく、これら技能者や研修生の積極活用をはかりたいとする現場企業ニーズと合致していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 在留資格獲得の条件緩和。 	入国管理法